

令和 8 年度

水質検査計画書



(写真 落合浄水場)

下田市上下水道課

下田市水道事業 令和 8 年度

■水質検査とは

浄水(水道水)の水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水道水の水質基準は、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基として、厚生労働省令により設定されています。

水道の原水(下田市では河川・伏流水・井戸水)には法的規定はありませんが、浄水方法の適正性の判断のために、水質が悪化している時期を選んで少なくとも年一回は消毒副生成物(消毒工程で発生する物質)を除く浄水の全項目検査と同じ検査項目を実施します。

その他状況に応じて検査を実施することが望ましいと考えられる項目の検査を行います。

■水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は水道種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた計画書を作成し、水道の需要者に対して情報提供することを目的としたものです。

目次

	(頁)
水質検査とは・目次	1
1 水道法と水質基準の改正	
(1) 水質基準改正の背景	2
(2) 水質基準改正について	2
2 水道事業の概要	
水道事業の概要 1 上水道創設	3
水道事業の概要 2 系統図	4
3 水道の原水及び水道水の状況	5
水質検査項目及び要因	5
4 水質検査計画	
(1) 水質検査の基本方針	6
(2) 水質検査及び検査頻度	6
(3) 水質検査採水地点及び予定表	6
(4) 臨時の水質検査	7
(5) 水質検査の方法と委託する内容	7
(6) 水質検査における制度管理及び信頼保障	7
5 検査計画及び結果の公表方法	7
6 水質事故への対応	7
7 水質検査項目及び結果	8
(1) 過去3年間の給水水質検査結果	8
(2) 落合系 令和8年度水質検査計画表	9
(3) 河内系 令和8年度水質検査計画表	10
(4) 水質検査項目表(原水・浄水)	11
(5) 水質検査項目表(農薬)	12

1 水道法と水質基準の改正

(1) 水質基準改正の背景

平成15年5月、11年ぶりに水質基準に関する厚生労働省令が改正され、平成16年4月1日から水質基準が46項目から50項目になりました。従来の水質基準は平成4年に設定され平成5年から施行されたもので、約10年を経過して新たな化学物質や消毒副生成物など水道の水質を取り巻く環境が大きく変わったことが理由です。その後、水質基準値及び項目の改正が行われ平成26年4月1日は51項目になり、令和8年度には1項目追加されて52項目になりました。

令和6年4月1日に水道整備・管理行政に関する業務を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管され、水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から「厚生労働省」を「環境省」に移管されています。

下田市上下水道課では、水質基準改正にあわせて、市民の皆様により安心してお使いいただけるよう、令和8年度の水質検査計画を作成しました。

(2) 水質基準改正について

水質基準とは、水道水の安全性を保証するために水道法で定められたもので、随時改正され、水道事業者(上下水道課)は法令に基づき定期的に水質検査を行い、安全な水を提供することが義務付けられています。

1. 検出率が低い物質でも、健康に影響を与えたり、生活上の支障をきたす可能性のある物質については水質基準になりました。上下水道課が地域の実情や浄水施設に適した効率的な水質検査計画を独自に作成し、市民の皆様にお知らせすることになりました。

2. 全項目の検査頻度は、基本となる検査回数から、水道事業者の責任において検査項目ごとに検査回数の減及び省略することができるようになっています。

3. 水質基準値の改正は検討会が行われ、水質基準値及び検査方法は見直されています。

※令和8年4月1日より、ペルフルオロオクタンスルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)が水質基準項目に追加されました。

4. 平成24年度からは水質検査受託機関の信頼性確保及び検査体制や精度の向上のため、検査方法の明確化等が追加され特記仕様書に記載される項目も細かく見直されています。

2 水道事業の概要

上水道創設

旧下田町は昭和5年8月に許可を得て町内の大安寺裏に地下水源を求め、町内17箇所に共用栓を設けて給水を開始しました。

給水開始後は順調な給水活動を続けてきましたが、第2次大戦後に給水量の伸びが著しく増え十分な給水活動が出来なくなったため、昭和24年大賀茂出口一杯水に水源を求め、専用栓による各戸給水となり料金徴収をはじめました。昭和35年には、人口の急増、生活様式の変化などに伴い水不足をきたし落合水源(浅井戸)および武山配水池を増設しました。しかし、昭和36年に伊豆急行電車開通により、観光客増加などのために水需要が増加したため昭和40年より下田町第3次拡張工事を始めました。

平成18年度に水道課の事務所が中の武山事務所より落合浄水場に移転し、平成19年度から水道課と下水道課が統合され上下水道課となりました。

(1) 河内水源(河内系統)

給水人口の増加と近隣の町村合併にそなえ、昭和27年から3ヵ年計画で河内水源を新設しました。昭和30年に完成し、給水を開始しました。施設は水質基準に適合するように改良を行い、現在は蓮台寺方面に給水しています。

河内水源は、井戸水のみから取水している施設で原水の水質が安定しており水質基準にも適合しているため、原水を常時監視し清浄剤による滅菌のみで送水しています。

河内水源の概要

所在地	下田市河内15-7
原水種類	地下水(井戸)

施設能力	1,440 m ³ /日 最大
施設設備	高感度濁度計・残塩計 PH計 滅菌設備(次亜塩素酸ナトリウム)

(2) 落合浄水場(落合系統)

第3次拡張事業により昭和45年に完成し、給水を開始しました。46年には新たに朝日地区・稲梓地区への給水を開始し現在の給水区域に至っております。昭和51年に安定した水を確保するために浄水場ろ過池の増設を行いました。昭和60年には、取水した水に含まれる汚泥を処理するための排水処理施設を建設し、汚泥を乾燥できるようになりました。

平成2年に浄水場の近くに長瀬取水場が完成し、稲生沢河川より表流水(河川水)を取水出来るようになり、取水量が安定して確保出来るようになりました。これにより、伏流水(浅井戸4池)にも新たな許可水量が定められました。

特定水利使用許可水量(m³/日)

伏流水(浅井戸4池)	6,696
表流水(稲生沢河川水)	16,303
合計	22,999

申請中(期限平成29年4月～令和9年3月)

落合浄水場の概要

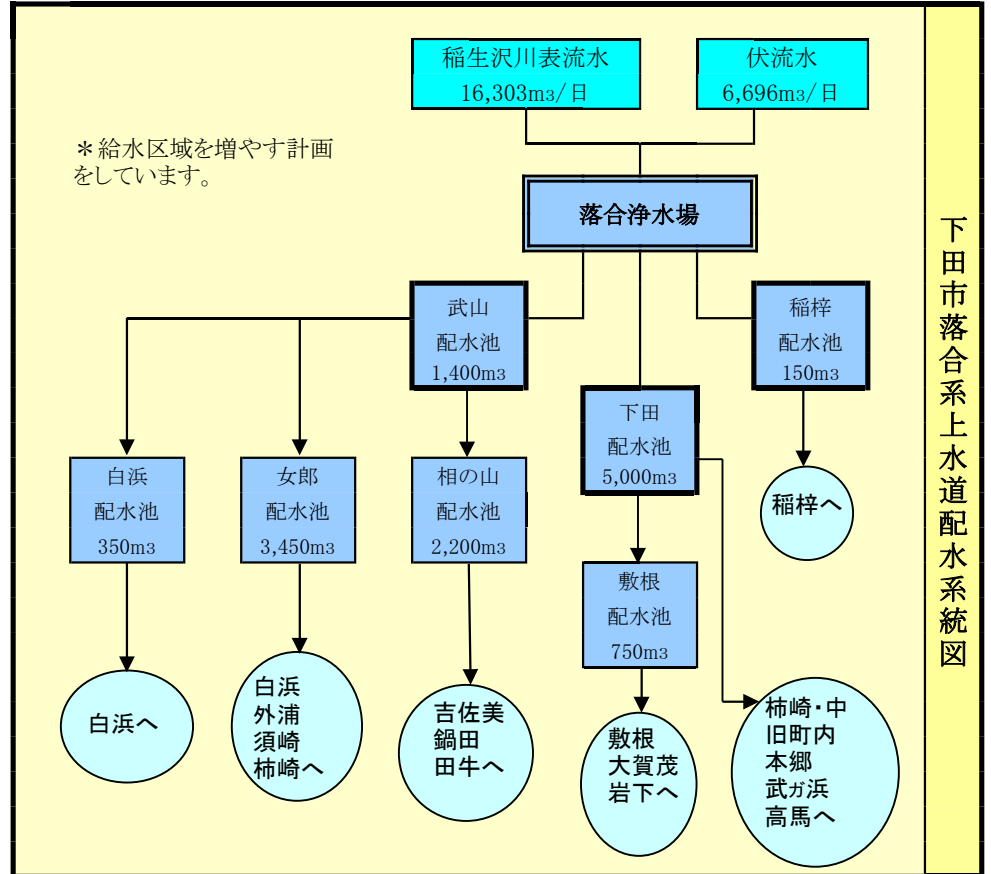
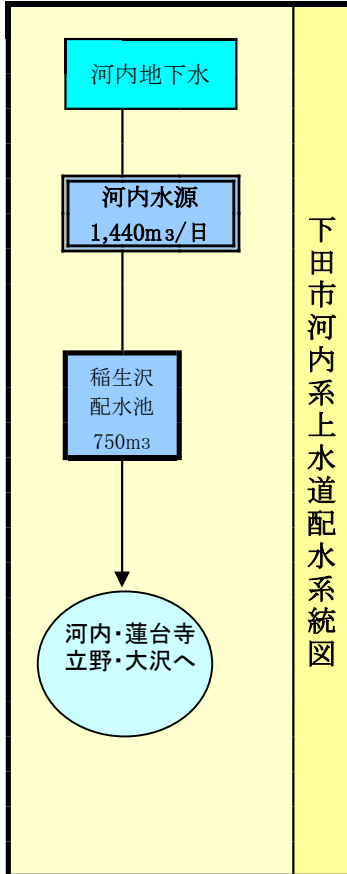
所在地	下田市河内576
原水種類	稲生沢河川表流水 稲生沢河川伏流水(浅井戸)
施設能力	29,000 m ³ /日 最大
施設設備	凝集沈殿池・フロキュレーター 凝集剤(ポリ塩化アルミニウム) 急速ろ過池(10池) 高感度濁度計・残塩計 PH計 消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

系統図

給水状況 (令和7年3月現)

給水人口	18,594 人
給水戸数	11,517 戸

◎耐震補強工事を行ない地震に強い施設造りを行なっています。



*配水系統図は一部配水池を省略しています。

○原水とは、水道水になる前に水源から取る水(井戸水・河川水)のことです。

○給水(浄水)とは、水道水(一般には水道の蛇口から出る滅菌された水)のことです。

3 水道の原水及び水道水の状況

水質検査項目及び要因(令和8年度)

水質基準項目	検査回数				水質の区分	汚染の要因	水質管理上注意すべき事項					
	落合原水	河内原水	落合給水	河内給水			落合系(河川・表流水)	河内系(井戸・地下水)				
1 一般細菌	1	1	12	12	病原生物の指標	し尿排水	渇水期の水質悪化					
2 大腸菌群	1	1	12	12								
3 カドミウム及びその化合物	1	1	2	2	無機物 重金属	鉱山 薬剤 工場排水	降雨による濁水					
4 水銀及びその化合物	1	1	2	2								
5 セレン及びその化合物	1	1	2	2								
6 鉛及びその化合物	1	1	4	4								
7 ヒ素及びその化合物	1	1	2	2								
8 六価クロム化合物	1	1	2	2								
9 亜硝酸態窒素	1	1	4	4								
10 シアン化合物及び塩化シアン	1	1	4	4								
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	4	4								
12 フッ素及びその化合物	1	1	2	2								
13 ホウ素及びその化合物	1	1	4	4								
14 四塩化炭素	1	1	2	2	一般有機化学物質	化学合成原料 塗料 溶剤化合物	浄水処理で除去できる (過去においてあまり検出されていない)					
15 1,4-ジオキサン	1	1	4	4								
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	4	4								
17 ジクロロメタン	1	1	2	2								
18 テトラクロロエチレン	1	1	2	2								
19 トリクロロエチレン	1	1	2	2								
20 PFOS及びPFOA	1	1	4	4								
21 ベンゼン	1	1	2	2								
22 塩素酸	原水の検査はありませ ん	原水の検査はありませ ん	4	4					消毒副生成物	生成される副生成物	消毒剤・有機物質の濃度が上がる時期	
23 クロロ酢酸			4	4								
24 クロロホルム			4	4								
25 ジクロロ酢酸			4	4								
26 ジブロモクロロメタン			4	4								
27 臭素酸			4	4								
28 総トリハロメタン			4	4								
29 トリクロロ酢酸			4	4								
30 ブロモジクロロメタン			4	4								
31 ブロモホルム			4	4								
32 ホルムアルデヒド			4	4								
33 亜鉛及び亜鉛化合物	1	1	2	2	色味	鉱山 工場排水 資機材 薬品	渇水期の水質悪化					
34 アルミニウム及びその化合物	1	1	4	4								
35 鉄及びその化合物	1	1	2	2								
36 銅及びその化合物	1	1	2	2								
37 ナトリウム及びその化合物	1	1	2	2								
38 マンガン及びその化合物	1	1	2	2								
39 塩化物イオン	1	1	12	12								
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	2	2								
41 蒸発残留物	1	1	4	4								
42 陰イオン界面活性剤	1	1	2	2					発泡	排水	藻類発生時期 河川・湖水の使用時	
43 ジェオスミン	1	1	4	1					臭気	藻類		
44 2-メチルイソボルネオール	1	1	4	1	発泡 臭気	工場排水 汚水	発生源が少ない 過去に検出も少ない					
45 非イオン界面活性剤	1	1	4	4								
46 フェノール類	1	1	2	2	基礎的性状	水源 様々な原因が	重要項目					
47 有機物(全有機炭素TOC量)	1	1	12	12								
48 pH値	1	1	12	12								
49 味	1	1	12	12								
50 臭気	1	1	12	12								
51 色度	1	1	12	12								
52 濁度	1	1	12	12								
53 原水ダイオキシン	1	-	-	-					毒性細菌	処理場	ダイオキシン類	-
54 原水指標細菌	12	12	-	-	細菌	水源	原虫の指標					
55 クリプトスポリジウム・ジアルジア	3	-	-	-	原虫	水源	原虫の対策	-				
56 アルカリ度	12	-	-	-	アルカリ度	水源	腐食性の対策	-				
57 給水管理目標24項目	1	1	1	1	-	様々	将来的の水質管理					
58 原水管理目標21項目	1	1	1	1	-	様々	将来的の水質管理					
59 農薬20項目	-	-	1	-	農薬	農薬	地域の使用状況	-				

水道法に基づく検査

独自検査

4 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

落合系統・河内系統ごとに水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえて、過去3年間の水質検査結果により検査項目及び頻度を決定し、下田市上水道の水質検査計画を策定します。

- ① 検査地点は、給水の水質基準が適用される給水管末端の蛇口、原水は浄水場の水の入り口である着水池の他に河川・各井戸でも行います。
- ② 検査項目は水道法で検査が義務付けられている水質検査基準(51項目)の過去の水質検査結果による検査頻度の省略できる項目を除いて季節変動に考慮し、計画的に水道水の安全性を確認します。
- ③ 原水の検査でも、年1回は消毒副生成物を除いた39項目の検査を行います。また、原水の指標となる指標細菌の検査を毎月行い、浄水の濁度は常時監視して水道水の安全性を確認します。

(2) 水質検査及び検査頻度

	項目数	検査の基本回数	検査の種別	設定理由等
色・濁り・残留塩素濃度	3	毎日	法令検査	安全性確認のため毎日検査
原水全項目	40	1年に1回	法令検査	水道水質管理のため毎年検査
原水指標細菌	2	1ヶ月に1回	独自検査	安全性確認のため毎月検査
アルカリ度	1	1ヶ月に1回	独自検査	水道水質管理のため毎月検査
クリプトスポリジウム・ジアルジア	2	1年に3回	独自検査	安全性確認のため毎年検査
原水ダイオキシソキシソ類	1	1年に1回	独自検査	安全性確認のため毎年検査
水質管理目標設定項目	原水20 給水23	1年に1回	独自検査	安全性確認のため毎年検査
給水全項目	52	1年に1回	法令検査	水道水質管理のため検査
省略不可能	9	1ヶ月に1回	法令検査	給水全項目の51項目にも含まれる
省略不可能	21	3か月に1回	法令検査	給水全項目の51項目にも含まれる
省略可能	20	3か年に1回	法令検査	同上・安全性確認のため毎年検査
ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	2	発生時期に 月1回以上	法令検査	給水項目の20項目・51項目にも含まれる 藻類が発生する時期に検査する。
給水農薬検査	20	年1回	独自検査	安全性確認のため毎年検査

(3) 水質検査採水地点及び予定表

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	採水地点
原水全項目					○									全ての井戸・河川水・浄水場着水井
指標細菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	着水井・河内水源井
アルカリ度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	着水井
クリプトスポリジウム・ジアルジア				○				○				○		着水井
ダイオキシソキシソ			○											着水井
原水水質管理目標設定項目				○										着水井・河内水源井
給水水質管理目標設定項目				◎										蓮台寺・須崎
給水全項目(52)						◎								稲梓・須崎・田牛・蓮台寺
省略不可能項目(9)		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	稲梓・須崎・田牛・蓮台寺
省略不可能項目(21)			◎						◎			◎		稲梓・須崎・田牛・蓮台寺
省略可能項目(20)												◎		稲梓・須崎・田牛・蓮台寺
ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール				◎	◎		◎							稲梓・須崎・田牛
農薬検査			◎											須崎
色・濁り・残留塩素濃度		一日1回(浄水施設では常時監視)												稲梓・須崎・田牛・蓮台寺・白浜・大賀茂

○は原水、◎は給水を示しています。

省略項目の詳細は11ページの水質検査項目表にあります。

(4) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じる事があったとき。
- ② 原因不明で魚が死ぬなど多数の魚の浮上があるとき。
- ③ 臭気など著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ④ その他の異常が必要があると認められる場合。

(5) 水質検査の方法と委託する内容

水質検査の採水は職員が行いますが、運搬・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託して行います。

※ なお、試料の採取は厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、12時間以内に検査が行われるよう保冷とともに、破損防止の処置を施し速やかに検査機関に渡します。

- ① 水道水質検査においては、その精度と信頼性は極めて重要です。このため、本市が加入している(社)日本水道協会は水道版G L P (最良試験所基準)を定めましたので、このG L Pの考え方を取り入れた体制を導入します。G L Pの考え方としては、ISO/IEC17025やISO9001シリーズが定められていますので、飲料水検査においては検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関とします。

(6) 水質検査における精度管理及び信頼性保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するために、委託検査機関には、内部精度管理及び外部精度管理の結果報告書の提出を義務付けます。

5 検査計画及び結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために下田市では、水質検査計画を作成し水質検査を行い、下田市ホームページ(暮らし、生活・水道の水質検査結果)で公表します。水質検査計画書は水質検査の結果と状況に応じて年度ごとに改正します。(今年度の給水全項目は水質検査後にホームページでの公表になります。)

6 水質事故への対応

- (1) 水質汚染事故が発生した場合は下田市・静岡県及びその他関係機関に速やかに連絡をし、水質検査委託機関との連携に努め、早急に状況調査と対策を行います。

お問い合わせ

下田市上下水道課

郵便番号 415-0011

下田市河内576

TEL 0558-22-1200

FAX 0558-23-3754

7 水質検査項目及び結果

(1) 過去3年間の給水水質検査結果 最大値

水質基準項目	給水の 基準値 (mg/l)	落合系 (落合浄水場)			河内系 (河内水源)		
		過去3年間の浄水検査結果 による最大値			過去3年間の浄水検査結果 による最大値		
		R 5年度 (mg/l)	R 6年度 (mg/l)	R 7年度 (mg/l)	R 5年度 (mg/l)	R 6年度 (mg/l)	R 7年度 (mg/l)
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	1	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4 水銀及び水銀化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5 セレン及びセレン化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6 鉛及び鉛化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7 ヒ素及びヒ素化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8 六価クロム化合物	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.6	0.5	0.5	0.8	0.7	0.6
12 フッ素及びフッ素化合物	0.8 以下	0.05	0.05 未満	0.05	0.1	0.1	0.09
13 ホウ素及びホウ素化合物	1.0 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14 四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17 ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
19 トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20 PFOS及びPFOA	0.00005 以下	0.00001 未満	0.00001 未満	0.00001 未満	0.00001 未満	0.00001 未満	0.00001 未満
21 ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
22 塩素酸	0.6 以下	0.21	0.26	0.13	0.1	0.08	0.08
23 クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
24 クロロホルム	0.06 以下	0.012	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満
25 ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
26 ジブromクロロメタン	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
27 臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28 総トリハロメタン	0.1 以下	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
29 トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.005	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
30 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.009	0.007	0.006	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
31 ブロモホルム	0.09 以下	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満
32 ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
33 亜鉛及び亜鉛化合物	1.0 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
34 アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	0.05	0.05	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
35 鉄及び鉄化合物	0.3 以下	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
36 銅及び銅化合物	1.0 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
37 ナトリウム及びその化合物	200 以下	11	11	11	12	12	11
38 マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
39 塩化物イオン	200 以下	11	11	11	10	9.9	11
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	44	43	46	51	51	56
41 蒸発残留物	500 以下	94	97	100	120	120	120
42 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
43 ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
45 非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
46 フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
47 有機物(全有機炭素TOC量)	3 以下	0.6	0.6	0.5	0.3 未満	0.3	0.3
48 pH 値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.1	6.9	6.9
49 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
51 色度	5度 以下	0.5度 未満	0.5度 未満	0.5度 未満	0.5度 未満	0.5度 未満	0.5度 未満
52 濁度	2度 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1度 未満	0.1度 未満	0.1度 未満

○未満の付いている数値は、水質検査機関の水質検査測定量限界値です。

○令和 5年度の水質検査機関は(株)静環検査センターで委託して行いました。

○令和 6年度の水質検査機関は(株)静環検査センターで委託して行いました。

○令和 7年度の水質検査機関は(株)静環検査センターで委託して行いました。

(2) 過去3年間の水質検査結果をふまえた令和8年度水質検査計画表 落合浄水場系

水質基準項目	給水の基準値 (mg/l)	項目			水道法 による 検査頻度 (給水)	省略の可否 水源の状況 過去の検査結果 (給水)	検査計画		
		全51項目	9項目	省略可項目 省略不項目			検査実施 回数 (給水)	設定 理由等	
1 一般細菌	100個/ml以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	省略不可	
2 大腸菌	検出されないこと	全	9		12回/年		12回/年		
3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
4 水銀及びその化合物	0.0005 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年		
5 セレン及びその化合物	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	安全性確認	
6 鉛及びその化合物	0.01 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
8 六価クロム化合物	0.02 以下	全	可		3回/年	*1	2回/年		
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	全	不		3回/年	不可項目	4回/年	安全性確認	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	1/10以下	
12 フッ素及びその化合物	0.8 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
13 ホウ素及びその化合物	1.0 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	安全性確認	
14 四塩化炭素	0.002 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年	安全確認	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	省略しない	
17 ジクロロメタン	0.02 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年		
19 トリクロロエチレン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
20 PFOS及びPFOA	0.00005 以下	全	可	※	4回/年	*1	4回/年		
21 ベンゼン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	不可項目	
22 塩素酸	0.6 以下	全	不		4回/年		4回/年		
23 クロロ酢酸	0.02 以下	全	不		4回/年		4回/年		
24 クロロホルム	0.06 以下	全	不		4回/年		4回/年		
25 ジクロロ酢酸	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年		
26 ジブromクロロメタン	0.1 以下	全	不		4回/年		4回/年		
27 臭素酸	0.01 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年		
28 総トリハロメタン	0.1 以下	全	不		4回/年		4回/年		
29 トリクロロ酢酸	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年		
30 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年		
31 ブロモホルム	0.09 以下	全	不		4回/年		4回/年		
32 ホルムアルデヒド	0.08 以下	全	不		4回/年		4回/年		
33 亜鉛及びその化合物	1.0 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
34 アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	1/5超過	
35 鉄及びその化合物	0.3 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
36 銅及びその化合物	1.0 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年		
37 ナトリウム及びその化合物	200 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
38 マンガン及びその化合物	0.05 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年		
39 塩化物イオン	200 以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	不可項目	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	全	可		4回/年	*1	4回/年	安全性確認	
41 蒸発残留物	500 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	省略不可	
42 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
43 ジェオスミン	0.00001 以下	全	ジェ		発生時1回/月	*3	6・7・8・9月		
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	全	ジェ		発生時1回/月	*3	6・7・8・9月	安全性確認	
45 非イオン界面活性剤	0.02 以下	全	可		4回/年	*1	4回/年		
46 フェノール類	0.005 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小	
47 有機物(全有機炭素TOC量)	3 以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	省略不可	
48 pH 値	5.8以上8.6以下	全	9		12回/年				12回/年
49 味	異常でないこと	全	9		12回/年				12回/年
50 臭気	異常でないこと	全	9		12回/年				12回/年
51 色度	5度 以下	全	9		12回/年				12回/年
52 濁度	2度 以下	全	9		12回/年				12回/年

*1 施設の状況から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

*2 過去に検査をしていて基準値の10分の1以下であるが、河川水を使用しているので省略しない。

※ 過去に検査はしているが、新規項目のため省略しない

(3) 過去3年間の水質検査結果をふまえた令和8年度水質検査計画表 河内水源系

水質基準項目	給水の基準値 (mg/l)	項目			水道法による検査頻度 (給水)	水源の状況 過去の検査結果 (給水)	検査計画	
		全51項目 9項目 省略可項目 省略不項目	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	省略の可19否			検査実施回数 (給水)	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	不可項目
2 大腸菌	検出されないこと	全	9		12回/年		12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小
4 水銀及びその化合物	0.0005 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
5 セレン及びその化合物	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
6 鉛及びその化合物	0.01 以下	全	不		4回/年	安全性確認	4回/年	安全性確認
7 ヒ素及びその化合物	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小
8 六価クロム化合物	0.02 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	不可項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	安全性確認
12 フッ素及びその化合物	0.8 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
13 ホウ素及びその化合物	1 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年	安全性確認
14 四塩化炭素	0.002 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年	安全性確認
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.05 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年	安全性確認
17 ジクロロメタン	0.02 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
19 トリクロロエチレン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
20 PFOS及びPFOA	0.00005 以下	全	可	※	4回/年	*1	2回/年	
21 ベンゼン	0.01 以下	全	可		4回/年	*1	4回/年	
22 塩素酸	0.6 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	
23 クロロ酢酸	0.02 以下	全	不		4回/年		4回/年	
24 クロロホルム	0.06 以下	全	不		4回/年		4回/年	
25 ジクロロ酢酸	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年	
26 ジブromクロロメタン	0.1 以下	全	不		4回/年		4回/年	
27 臭素酸	0.01 以下	全	不		4回/年		4回/年	
28 総トリハロメタン	0.1 以下	全	不		4回/年		4回/年	
29 トリクロロ酢酸	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年	
30 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	全	不		4回/年		4回/年	
31 ブロモホルム	0.09 以下	全	不		4回/年		4回/年	
32 ホルムアルデヒド	0.08 以下	全	不		4回/年	4回/年		
33 亜鉛及びその化合物	1 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
34 アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	全	不		4回/年	*1	4回/年	安全性確認
35 鉄及びその化合物	0.3 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値小
36 銅及びその化合物	1 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
37 ナトリウム及びその化合物	200 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
38 マンガン及びその化合物	0.05 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
39 塩化物イオン	200 以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	不可項目
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	1/5超過
41 蒸発残留物	500 以下	全	不		4回/年	不可項目	4回/年	省略不可
42 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	過去の値少
43 ジェオスミン	0.00001 以下	全	ジェ		発生時1回/月	*2	1回/年	安全確認
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	全	ジェ		発生時1回/月	*2	1回/年	
45 非イオン界面活性剤	0.02 以下	全	可		4回/年	*1	4回/年	過去の値少
46 フェノール類	0.005 以下	全	可		4回/年	*1	2回/年	
47 有機物(全有機炭素TOC量)	3 以下	全	9		12回/年	不可項目	12回/年	
48 pH 値	5.8以上8.6以下	全	9		12回/年		12回/年	
49 味	異常でないこと	全	9		12回/年		12回/年	
50 臭気	異常でないこと	全	9		12回/年		12回/年	
51 色度	5度 以下	全	9		12回/年		12回/年	
52 濁度	2度 以下	全	9		12回/年		12回/年	

*1 施設の状況から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は上水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

*2 河内水源は井戸水を水源としており年1回に省略することができる。

※ 過去に検査はしているが、新規項目のため省略しない

(4)水質検査項目(原水・浄水)

水質基準項目	省略不可能 9項目 毎月1回 以上	省略不可能項目		ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール 夏期4回 以上(河川)	省略可能項目		原水39項目 年1回 以上
		落合 21	河内 21		落合 20	河内 20	
1	一般細菌	◎					○
2	大腸菌	◎					○
3	カドミウム及びその化合物				◎	◎	○
4	水銀及びその化合物				◎	◎	○
5	セレン及びその化合物				◎	◎	○
6	鉛及びその化合物		◎	◎			○
7	ヒ素及びその化合物				◎	◎	○
8	六価クロム化合物				◎	◎	○
9	亜硝酸態窒素		◎	◎			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		◎	◎			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				◎	◎	○
12	フッ素及びその化合物				◎	◎	○
13	ホウ素及びその化合物		◎	◎			○
14	四塩化炭素				◎	◎	○
15	1,4-ジオキサン		◎	◎			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		◎	◎			○
17	ジクロロメタン				◎	◎	○
18	テトラクロロエチレン				◎	◎	○
19	トリクロロエチレン				◎	◎	○
20	ベンゼン				◎	◎	○
21	PFOS及びPFOA		◎	◎			
22	塩素酸		◎	◎			
23	クロロ酢酸		◎	◎			
24	クロロホルム		◎	◎			
25	ジクロロ酢酸		◎	◎			
26	ジブromクロロメタン		◎	◎			
27	臭素酸		◎	◎			
28	総トリハロメタン		◎	◎			
29	トリクロロ酢酸		◎	◎			
30	ブロモジクロロメタン		◎	◎			
31	ブロモホルム		◎	◎			
32	ホルムアルデヒド		◎	◎			
33	亜鉛及びその化合物				◎	◎	○
34	アルミニウム及びその化合物		◎			◎	○
35	鉄及びその化合物				◎	◎	○
36	銅及びその化合物				◎	◎	○
37	ナトリウム及びその化合物				◎	◎	○
38	マンガン及びその化合物				◎	◎	○
39	塩化物イオン	◎					○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			◎	◎		○
41	蒸発残留物		◎	◎			○
42	陰イオン界面活性剤				◎	◎	○
43	ジェオスミン				◎※1		○
44	2-メチルイソボルネオール				◎※1		○
45	非イオン界面活性剤		◎	◎			○
46	フェノール類				◎	◎	○
47	有機物(全有機炭素TOC量)	◎					○
48	pH 値	◎					○
49	味	◎					○
50	臭 気	◎					○
51	色 度	◎					○
52	濁 度	◎					○

○は原水◎は浄水をあらわしています。

※1 落合浄水場系のみでの検査です。(原水に河川水を使用している。)

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は令和8年度に水質管理目標設定項目及び全項目で検査する。

(5)水質管理目標設定項目

項 目	目標値 (mg/l以下)	落 合 系		河 内 系		備 考	
		原水	給水栓水	原水	給水栓水		
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	○	○	○	1回/年
2	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定)	○	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	○	○	○	○	
4							
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004	○	○	○	○	
6							
7							
8	トルエン	0.4	○	○	○	○	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	○	○	
10	亜塩素酸		削除 (省略16項目)		削除 (省略16項目)		消毒に二酸化塩素を 使用していないので 検査を行わない。
11			削除 (省略16項目)		削除 (省略16項目)		
12	二酸化塩素		削除 (省略16項目)		削除 (省略16項目)		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定)	削除 (省略16項目)	○	削除 (省略16項目)	○	1回/年
14	抱水クロラール	0.02 (暫定)	削除 (省略16項目)	○	削除 (省略16項目)	○	
15	農薬類		削除 (省略16項目)		削除 (省略16項目)		
16	残留塩素	1	削除 (省略16項目)	○	削除 (省略16項目)	○	基準項目に合わせて実施
17	カルシウム, マグネ (硬度)	10~100	○	○	○	○	基準項目にて実施
18	マンガン及びその化合物	0.01	○	○	○	○	
19	遊離炭酸	20	○	○	○	○	1回/年
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3	○	○	○	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	○	○	○	○	
22	有機物等 (過マンガン酸 カリウム消費量)	3	○	○	○	○	
23	臭気強度 (TON)	3以下	○	○	○	○	
24	蒸発残留物	20~200	○	○	○	○	基準項目にて実施
25	濁度	1度以下	○	○	○	○	
26	pH値	7.5程度	○	○	○	○	
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度~0	○	○	○	○	1回/年
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集 落数が2,000以下 (暫定)	○	○	○	○	1回/年
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	○	○	○	○	1回/年
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	○	○	○	○	基準項目にて実施
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及び ペルフルオロオクタン酸	0.00005 (暫定)	○	○	○	○	1回/年

(5)水質検査項目(農薬)

水質管理目標設定項目				目 標 値 (H25. 4. 1 以降)	浄水水質管理目標(農薬) 120項目中 20項目
	番号	農 薬 名	用途		
1	農3	2, 4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	○
2	農4	EPN	殺虫剤	0.004 mg/ℓ以下	○
3	農6	アシュラム	除草剤	0.9 mg/ℓ以下	○
4	農7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006 mg/ℓ以下	○
5	農12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005 mg/ℓ以下	○
6	農24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03 mg/ℓ以下	○
7	農29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02 mg/ℓ以下	○
8	農32	キャプタン	殺菌剤	0.3 mg/ℓ以下	○
9	農34	グリホサート	除草剤	2 mg/ℓ以下	○
10	農43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	○
11	農50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003 mg/ℓ以下	○
12	農54	ダイアジノン	殺虫剤	0.003 mg/ℓ以下	○
13	農78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01 mg/ℓ以下	○
14	農90	プロシミドン	殺菌剤	0.09 mg/ℓ以下	○
15	農96	ベノミル	殺菌剤	0.02 mg/ℓ以下	○
16	農101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3 mg/ℓ以下	○
17	農103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01 mg/ℓ以下	○
18	農106	マラチオン(マラソン)	除草剤	0.7 mg/ℓ以下	○
19	農107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05 mg/ℓ以下	○
20	農109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2 mg/ℓ以下	○
総 和					